

## 第14回（令和3年度第3回）浦安市認知症総合施策検討委員会

令和4年3月23日（水）

19：00～21：00

オンライン会議

### 次 第

#### 議題

1. 令和3年度9月以降認知症関連施策の実施状況について
2. 認知症条例について
3. 浦安市認知症総合施策検討委員会の附属機関としての設置について

# 令和3年度9月以降 認知症関連施策の実施状況について

- ・ 認知症のご本人の活動報告
- ・ 認知症の理解を深めるための講演会～地域でともに生きるために～
- ・ 認知症とともに生きるまちづくり応援店登録事業
- ・ 認知症介護者交流会

# 認知症の人本人の活動報告 ～市民向け研修の講師～

昨年度の広報特集記事を見た浦安市社会福祉協議会より事務局へ相談...市民後見人スキルアップ研修で、認知症の方ご本人のお話が聞きたい、困っていることや、気持ちなど聞かせてほしい。

令和3年10月23日（土）13：00～14：30 東野パティオにて、  
当事者が講師となって市民後見人スキルアップ研修開催！！

**講師...認知症のご本人**

**82歳 要介護度1 おひとり暮らし**

**デイサービス 週6日利用**



# 認知症の人本人の活動報告 ～市民向け研修の講師～

## Sさんのお話

- **食事について** 一人暮らしで食事を毎日3食とること、それが一番大変で心配なこと。自分の好みに合わせて食事を届けてくれる娘にありがとう、と思っている。ご飯食べた？と聞かれて、本当は食べていない時もあるけど、食べたよ、というようにしている、心配かけたくない。
- **デイサービスについて** 毎日行くけど、行きたくない日もある。気が合わない人がいる日。我慢して行っている。
- **楽しいこと** こうやって皆で話をする時間は一番楽しい。自分ばかり話をするより、皆の話も聞きたいと思う。皆で一緒にお弁当を食べることもやってみたい。
- **やりたいこと** 孫とお茶を飲みながら将棋をしていた。途中、二人ともコップが空になり、孫は自分の分だけコップにお茶を注いだ。そういうときは「おじいちゃんも飲む？」って聞けばいいんだよ、と言った。自分は子どもと関わってそういうことを教えてあげたい。

# 認知症の人本人の活動報告 ～市民向け研修の講師～



## 研修に参加した人の声

●娘さんが、一日おきに食事を届けたり、家事を手伝って、一人暮らしのご本人の日常を支えている。娘さんとの交換日記にご自身の思いを書いたり、ありがたい気持ちを伝えていて、**全部がわからなくなるのではないんだとわかりました。**

●お話を聴いて、**改めて認知症の症状の多様性を認識しました。**

●認知症との上手なお付き合いのヒントも色々と教えてもらえたと思います。

●これから老いていく私たちにたくさんのアドバイスをいただきました。

●**自分の話に興味を持って聴いてくれる人と話したいという気持ちは、認知症であってもそうでなくても同じ。**

●研修生の**緊張を、ご本人にほぐそうとしていただいた気がする。**

# 認知症の理解を深めるための講演会 ～地域でともに生きるために～

地域活動に参加されている方（市民）を対象に、講演会を開催しました。

【開催日時】令和4年3月7日（月）14：00～15：30

【開催方法】オンライン（ZOOM）

【講師】認知症介護研究・研修東京センター  
副センター長 永田 久美子氏

## 【講演内容】

- ①古い文化（他人事、問題重視、疎外、絶望）から  
新しい文化（自分事、可能性重視、ともに、希望）へ  
考え方・付き合い方を変えよう！
- ②できることを見つけて、小さなことから一緒に

参加者内訳(人)	
民生委員	12
老人クラブ（会長・会員）	10
通いの場運営者(市民)	5
支部社協推進員	4
認知症カフェ	4
社協職員（ぽっかぽかスタッフ）	4
生活支援コーディネーター	4
自治会長	1
その他	2
認知症地域支援推進員	10
合計	56

# 認知症の理解を深めるための講演会 ～地域でともに生きるために～

## 【講演会参加者の感想】

- 今の自分の年齢で聞くことができたことは幸運でした。この先の人生行路に希望が持てました。新しい文化の幾つ地域にしていけるよう、多くの方々がこのような講演を聞けるチャンスがあるといいです。（60代・民生委員）
- 認知症はかかるもので怖くない（老人クラブ会長）
- 支えられるだけでなく地域の支え手として活躍できる社会を目指すという考え方に共鳴した。（介護予防の担い手の方）
- 認知症サポーター養成講座とともに、今回の認知症とともに生きることについての講演会等を継続して実施していくことが必要（認知症地域支援推進員）

# 認知症とともに生きるまちづくり応援店 登録事業

令和4年2月スタート

認知症の方、またそのご家族が安心して利用できる お店・事業所です。

認知症サポーター養成講座を受講した従業員のいるお店にステッカー、認定証を交付しています。

【令和3年3月17日現在実績】

16事業所が登録、市のHPに掲載しています。





# 認知症介護者交流会

認知症の方を介護している仲間同士、悩みや体験などを語り合える場です。

認知症の人と家族の会千葉県支部の方にコーディネーターとしてご参加いただき、毎月1回（90分）、市役所で開催しています。

## 【交流会から聞こえてきたご意見】

- ・参加したいけれど、月1回の開催日程に予定が合わない時がある
- ・（参加人数が多いときは）時間が短く、話し足りない
- ・ここに来ることを楽しみに頑張れる。会えない間も皆の顔が思い浮かぶ
- ・この1か月、地獄のように辛い日々だった。ここで話したいと思った。
- ・介護の専門職から具体的なアドバイスも聞きたい。

## 令和4年度拡充、実施計画事業としての位置づけ

市役所開催に加え、市内の地域密着型認知症デイサービスにおいて、介護者交流会を開催できるよう、準備を進めています。併せて介護事業所の専門職に相談できる体制も整えます。

## 浦安市認知症とともに生きる基本条例

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである。

これまでのように、認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として捉えていては、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現することはできない。認知症を、生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、認知症とともに生きることができるとともに、認知症とともに生きる地域社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができるとともに、認知症とともに生きる地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができるとともに、認知症とともに生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

(基本理念)

**第3条** 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

- (1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。
- (2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

(市の責務)

**第4条** 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を

整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(医療・介護・福祉に関する事業者の役割)

**第7条** 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

(関係機関の役割)

**第8条** 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

(家族等の取組)

**第9条** 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

(認知症とともに生きることについての理解の推進)

**第10条** 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意

するものとする。

- 3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

**第 1 1 条** 前条第 1 項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

(社会参加の推進)

**第 1 2 条** 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

(家族等への支援)

**第 1 3 条** 市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進)

**第 1 4 条** 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

(意思決定支援)

**第 1 5 条** 認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。

(権利擁護)

**第 1 6 条** 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。

- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17

年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。

(認知症予防に関連する施策の推進)

**第17条** 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。

(広域連携の推進)

**第18条** 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。

(認知症施策推進基本計画)

**第19条** 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「認知症施策推進基本計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1

項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

**第20条** 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、別に条例で定めるところにより、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。

## 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

浦安市認知症とともに生きる基本条例  
逐条解説（案）

R4.3.17

浦安市



## 前文

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである。

これまでのように、認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として捉えていては、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現することはできない。認知症を、生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 【解説】

条例における前文は条例制定の理念、趣旨、目的などを述べるのが一般的です。全ての条例に前文が置かれるわけではありませんが、市としては、認知症の人を「何も分からなくなった人」と捉えがちな社会の認識を改め、認知症とともに生きる＝認知症があっても自分らしく生きることができる、認知症を地域の課題として捉え、誰もがなりうるものとして皆で暮らしやすいまちをつくっていく必要があると考えており、その趣旨を強調する目的で、前文を置くとともに、条例の理念、趣旨、目的を記しています。

前文の前半では、認知症を「他人事」ではなく、誰もが当事者や関係者になり得る「自分事」と考える必要性を示しています。認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。認知症を完全に防ぐことは不可能であり、年齢を重ねれば誰もが認知症の人、あるいは家族などの身近な人が認知症になる可能性が高まります。そこで、地域社会の構成するすべての市民が「自分事」として認識する必要がある、その旨を前文の前半で強調しています。

後半の文章では、これまでのように認知症を医療・介護分野を中心とした個人の問題だけとして考えるのではなく、認知症とともに生きる地域社会の形成を目指す必要性を記しています。

具体的には、認知症の人や家族等の意思が尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現する上で、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉える必要があります。その際には、医療・介護・福祉サービス事業者だけでなく、認知症の人や家族等、生活に関わる事業者、関係機関など多様な主体が連携しつつ、認知症の人を含めた、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す必要があるため、その旨を定めています。

(目的)

**第1条** この条例は、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**【解説】**

本市では、平成28年から「認知症総合施策検討委員会」を設置し、市内の医療・介護サービス事業者や関係機関などと連携しつつ、医療機関への早期受診と早期対応などを促す「認知症初期集中支援チーム」の創設など様々な認知症施策を進めてきました。本市は県内でも高齢化率が一番低い市ですが、毎年高齢者人口が増加しています。特に今後、後期高齢者人口や単身高齢者の増加が予想されており、市の推計では、自立生活度Ⅱ（日常生活に支障を来たす症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立した生活を送れるレベル）以上の認知症の人は足元の2,199人から一貫して増加し、令和47年（2065年）に8,529人になる見通しです。このため、認知症の人が住み慣れた地域で暮らしを実現、継続できるようにする施策が重要になっています。

一方、認知症には誰もがなり得るため、認知症の人や家族等だけでなく、誰もが認知症を「自分事」として捉え、認知症とともに生きる地域社会を作っていくことが求められています。そのためには認知症の人や家族等、市民、医療・介護・福祉に関する事業者、民間事業者などの主体的な参加を図る必要があります。

そこで、条例では認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた基本的な事項を定めています。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

**【解説】**

この条文では、主要な言葉の定義や区分を明らかにしています。

「認知症」はアルツハイマー病をはじめとした神経変性疾患、脳血管疾患などの病気を原因として、日常生活に支障が出る程度にまで認知機能が低下した状態を言います。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

認知症とともに生きることが出来る地域社会を実現する上では、市だけでなく、多様な主体が連携して取り組むことが重要になります。以下は、各主体について定義しています。

「家族等」は認知症の人の親族や成年後見人など、日常生活に密接な関係を有する者を指しています。

「市民」は地方自治法に定める「住民」のほか、市内に通勤する人や通学する人、市内でボランティアなどの活動を行う個人及び自治会、老人クラブ、市民活動団体など市内で活動を行う団体を含めます。

「医療・介護・福祉に関する事業者」とは認知症に限らず、市内で医療・介護・福祉に関わっている事業者を指しています。

「関係機関」とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、保健、治安、雇用など認知症の人の支援に関わる機関のうち、公共性の高い公的機関を指しています。

(基本理念)

**第3条** 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

(1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。

(2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

**【解説】**

条例で目指す「認知症とともに生きる地域社会」の実現に向けた基本理念を定めています。まず、(1) では認知症の人の尊厳が保持され、自らの意思で力を発揮しながら暮らしを実現、継続できることを掲げています。従来、認知症の人は「何も分からなくなった人」と認識されていましたが、認知症が進行しても、全ての記憶や感性が失われるわけではありませんし、MCI（軽度認知障害）と呼ばれる軽度な人も含めて、適切なサポートがあれば、多くの人が尊厳を持ちつつ、希望する暮らしを続けることが可能です。実際、市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「手伝ってくれる人、認知症を分かってくれる人がいたら、一緒に買い物に行きたい」「近所と交流があり、みんな優しい。この間、困ったことがあったが、近所の人から助けてくれた」などの声を聴きました。

こうした認識の下、認知症に関わる施策やケアは認知症の人を中心に据える必要があると考えており、その重要性に言及しています。

基本理念の(2) では、認知症の人の生活全般に関わる問題を地域の課題として捉え、地域全体で認知症の人を支える重要性に言及しています。具体的には、市のみならず、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など「多様な主体」が認知症とともに生きる地域の重要性を理解し、それぞれで支え合いつつ、連携を深める必要があります。

なお、多様な主体に認知症の人を含んでいるのは、認知症の人も社会を支える一員として、役割を持ち、地域のつながりや支え合いに参加できることを意図しています。市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「一人は寂しい。みんなと集まって交流できる場所がほしい」「認知症になってから今まで続けていた活動を辞めてしまった。サポートがあれば続けられると思うので、再開したい」「会の参加者ではなく、企画をする側に入りたい」といった声を数多く聴取しました。

(市の責務)

**第4条** 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

【解説】

認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた市の責務を定めています。第1項では、市が認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体と連携を取りつつ、認知症施策を横断的に推進することを規定しています。第2項では、認知症施策の策定・評価に際して、市が認知症の人や家族等の意見を含めて、幅広く意見を聴くように努める旨も規定しています。

特に、認知症の人の意見を聴くことは重要であり、市としても条例制定に際して、認知症の人の意見を聴取するため、個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップを開催しました。こうした姿勢は条例制定後も、認知症に関する施策の策定・評価のために今後も重要と考えており、条文として定めています。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

【解説】

条例の基本理念などを実現する上では、一人一人の市民や個々の地域組織が認知症について正しい知識を持ちつつ、認知症とともに生きることへの理解が求められるため、第1項に定めています。

さらに、認知症の人が安心して地域で暮らしを継続するためには、認知症の人ができる限り地域社会と関わりを持ち続けられることが重要です。そのため、第2項では、普段の関係性の中で、市民がお互いに声かけや見守りを行い、認知症の人が社会参加できるように配慮したり、医療・介護・福祉の事業者や関係機関

に相談したりする重要性に言及しています。

第3項では、誰もが認知症になり得るという認識の下、市民が事前に備える必要性に言及しています。一人一人の市民や個々の地域組織が趣味や社会活動などを含めて、地域社会との関わりを持つことができれば、認知症になった後も希望する暮らしを継続する上で役立つ可能性があるため、その重要性に言及しています。

なお、「予防」という言葉の使い方によっては、認知症の人は「予防できなかった人」という誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、市民の役割としての予防に向けた取組は規定していません。詳細は第17条（認知症予防に関する施策の推進）の解説に記載しています。

（事業者の役割）

**第6条** 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

【解説】

この条文では、地域社会の一員である事業者の役割を定めています。市には数多く企業、商業が立地しており、認知症の人が安心して地域で暮らす上で、事業者の役割が大きいと考えています。

第1項では認知症の人や家族等にとって、利用しやすいサービスを提供できるようにするため、移動や金融、小売など様々な業界における接遇の改善に向けた従業員教育の重要性に言及しています。正しい知識の習得により、認知症の人が利用しやすいしくみの改善へもつながることも期待し、市としてもワークショップの開催、認知症とともに生きるまちづくりに賛同する事業所の登録制度を継続してまいります。

第2項では、認知症の人や家族等の雇用環境整備に言及しています。特に若年性認知症の人や家族等は現役世代であるケースが多く、仕事に支障が出たり、離職を余儀なくされたりすることで、生活への影響が大きくなりがちです。さらに、認知症の人だけでなく、介護に携わる家族等の仕事の両立や子どもへの影響なども課題になります。そこで、事業者に対し、認知症の人や家族等の就労の継続とともに、認知症の人の特性に応じた就労に対する配慮、介護状況に応じた配慮を求めています。

事業者が雇用継続の配慮に関する取組を行うにあたっては、市としても支援する必要があると考えており、対応した取組を第12条（社会参加の推進）に記載しています。

（医療・介護・福祉に関する事業者の役割）

**第7条** 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人を支える医療・介護・福祉に関する事業者の役割を定めています。認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプラン（介護サービス計画）を策定するケアマネジャー（介護支援専門員）など様々な事業者や専門職が専門知識や技能の向上を図りつつ、それぞれが連携する必要があります。

その際には、専門職が認知症の人や家族等が発する言葉や態度から気持ちを受け止め、認知症の人や家族等と対話しつつ、それぞれのニーズに応じたサービスを提供することが求められます。そこで、事業者や専門職の連携と専門知識、技能の向上などに言及しています。条例制定に際し行った本人からのヒアリングでは「何もわからないから、と思われて関わられるのは嫌だった。そう思っているんだろうな、ということは感じる。」という意見、家族からのヒアリングでは、「ヘルパーさんや訪問看護師さんなどが介護についての労いの言葉をかけてくれると、気持ちが楽になる」という意見が複数ありました。サービスの提供とともに、「認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め」と言及した根拠としています。

（関係機関の役割）

**第8条** 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

## 【解説】

この条文では、認知症のケアや施策に関わる主体のうち、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、保健、治安、雇用など認知症の人の支援に関わる機関のうち、公共性の高い公的機関の役割を定めています。

例えば、認知症の人が安心して地域で暮らせるようにする上では、医療・介護サービスだけでなく、認知症の人の事件・事故等警察による対応、若年性認知症の人の雇用継続支援など、様々な公的機関が相互に連携を取りつつ、支援を提供することが重要になります。その際には、認知症の人や家族等が主体的に意思決定できるようにするため、適切な情報提供も欠かせないことから、これらの点を第1項で規定しています。

第2項では、関係機関の役割として、認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関など多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深める必要性のほか、認知症に関する市の施策に協力する旨に言及しています。

### (家族等の取組)

**第9条** 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

## 【解説】

認知症のケアや施策を考える時、認知症の人を中心に据える必要がありますが、認知症の人にとって身近な家族等も重要な存在となります。この条文では、家族等による取組を定めています。全ての家族等へ「役割」として求めることが適切かという制定プロセスにおける議論の結果、第1項では「努めるものとする」、第2項では「できる」とし、「取組」規定としています。

第1項では、認知症とともに生きる重要性について、家族等が理解するとともに、認知症の人本人の意思が尊重できるように努力する旨を定めています。

第2項では、家族等による情報発信の必要性を指摘しています。具体的には、認知症の人や家族等が希望する暮らしを実現、継続できるようにしたり、多様な主体が認知症とともに生きる地域社会を実現したりする上では、家族等が介護の体験や思い、意見などを発信、伝達することが不可欠です。さらに、介護を抱え込まず、必要に応じて地域社会とつながり、周囲に気軽に相談できるようにす



することも重要であり、こうした家族等の取組を第2項で規定しています。条例制定のためのワークショップに参加した家族から、「どこかに所属するまでの期間、家族だけで背負いこむのが非常に辛い。空白の期間をなくしてほしい。」「本人の気持ちを考えると、介護保険サービスを利用することに抵抗がある」といった意見が多く出ており、家族が介護を抱え込んでしまう現状があることが明らかになりました。

市としても、家族等の取組を支援する必要があると考えており、対応した取組を第11条（発信・伝達の支援及び機会の確保）、第13条（家族等への支援）に記載しています。

（認知症とともに生きることについての理解の推進）

**第10条** 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮を受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

**【解説】**

この条文では、認知症の人や家族等など多くの関係者が認知症とともに生きる重要性について理解を深める方策に関して、市の役割を定めています。市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「『本当に認知症？見えないですね』と言われ、固定化された認知症観があると感じる」という意見がありました。こうした固定観念を解消し、認知症とともに生きることのできる地域社会を作っていく必要があります。

第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関などの多様な主体が認知症とともに生きる重要性について理解を深められるようにするため、市として必要な施策に取り組むことを定めています。正しい知識の習得機会に確保に留まらず、認知症とともに生きる本人の声の発信を含めた普及啓発を行ってまいります。

第2項では、第1項の推進に当たって、認知症の人や家族等が不当な差別を受けず、多様な主体から地域とともに生きる一員として、合理的な配慮を受けられる地域社会の実現を目指す旨を定めています。

なお、ここで言う「合理的な配慮」（合理的配慮）とは、障害者差別解消法（障

害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) で使われている概念です。具体的には、段差など障がい者の社会参加を妨げる「社会的障壁」を除去するため、行政機関等が障がい者の個別の状況に応じて配慮することを指しており、こうした配慮を通じて、誰もが住みやすい社会の形成を目指しています。認知症の人についても、同様の配慮が必要と考え、「合理的な配慮」の表現を用いています。

第3項では、市が学校教育の場で認知症の正しい理解に取り

組む旨を定めています。市では市内の全小学校において認知症サポーター養成講座を実施しており、子どもへの関わりを通して、その保護者世代へもアプローチできるよう取り組んでいます。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

**第11条** 前条第1項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

【解説】

この条文では、第10条第1項の推進に際して、市が認知症の人や家族等の思いをベースにする重要性を定めています。具体的には、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人や家族等の体験や思い、意見などに関して、市として、広く意見を聴く点に加えて、認知症の人や家族等の情報発信、伝達を支援したり、その機会を確保したりする重要性に言及しています。

実際、条例制定に際して、市が実施した個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップでは、認知症の人や家族から「自分たちが意見発信することで、『自分だけが認知症で悩んでいるわけではないんだ』と他の認知症の人に感じてもらえると思う」といった意見を聴取しました。また、希望や生きがいをもって認知症とともに生きる本人の声は、認知症に対する社会の負の見方を変えることにもつながります。

さらに、自らによる意思表示が難しくなった中・重度の認知症の人に対する配慮も意識する必要があります。認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではなく、認知症の人の行動や言動、家族等からの情報を通じて、認知症の人の意思を汲み取り、意見の伝達を支援、意見発信機会の確保に取り組む旨を定めています。

なお、条例制定に際して、市は個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップなどの場を通じて、認知症の人や家族等から様々な意見をうかがいました。こうした取組は今後も継続したいと考えています。

(社会参加の推進)

**第12条** 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人の社会参加推進に関する市の役割に言及していません。第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体が地域で共に過ごし、支え合うための意識を醸成するなど、認知症の人が地域社会に参加しやすい体制整備に努める旨を記述しています。

例えば、認知症の人や家族等、認知症サポーター養成講座修了者等、様々な方がボランティアなどの役割を持ちつつ、ともに地域活動に参加してもらうことなどを想定しており、市としても地域でのボランティア活動、生涯学習活動、就労機会の拡充など社会参加しやすい体制整備に努めます。社会参加を希望しない方へ対しても、ゆるやかなつながりや社会との関わりが持てるよう、配慮してまいります。

第2項では、主に若年性認知症の方の雇用継続に向けた支援を想定しており、就労継続を希望する認知症の人の就労継続が確保されるよう、市が事業者などを支援することを想定しています。

市としては、若年性認知症の人に関わる様々な相談、支援を行う千葉県「若年性認知症支援コーディネーター」との連携を強化するとともに事業主向け若年性認知症の人の就労継続のためのハンドブックの周知を行う等、事業者による雇用継続への支援や、高齢者も長く就労できることによる役割の創出、就労により支え手を増やす取組を行ってまいります。

(家族等への支援)

**第13条** 市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人にとって身近な家族等の支援に関する市の役割に言及しています。認知症の施策やケアを検討する上で、認知症の人を中心に据えることは不可欠ですが、身近な存在である家族等の存在も重要になります。例えば、重度な認知症の人の場合、家族等からの情報を通じて、認知症の人の意思を汲み取り、それに寄り添った支援を検討することも可能です。

さらに、介護の負担が生活や雇用、就学、本人への関わりなどに影響する可能性もあり、家族等への支援も想定する必要があります。

こうした認識の下、この条文では家族等が医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関に気軽に相談できることで、認知症の早期発見につながるとともに、医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関から必要な支援を受けられるようにするため、市が体制整備に努める旨を記述しています。

なお、市としても、認知症に関する相談から支援までの流れを示す「認知症ケアパス」の作成・普及に努めており、今後も介護者交流会の充実、相談体制の整備等、家族支援の充実に取り組みます。

(医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進)

**第14条** 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

**【解説】**

この条文では、認知症の人の生活を支える上での多機関、多職種連携における市の役割を定めています。認知症の人が自分らしく暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプランを策定するケアマネジャーなど様々な事業者や専門職が連携したネットワークを形成しつつ、認知症の人や家族等の状態に応じた支援を提供する必要があります。

このため、市としても、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関などの連携が機能するような環境整備を推進していくことが重要と考えており、その旨を記述しています。

なお、この関係では市としても、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関で構成する「認知症総合施策検討委員会」を平成28年に創設、認知症初期集中支援事業、認知症サポート医との連携など、ネットワークの構築に努めてきました。今後も有機的な連携体制構築を目指し、取り組んでまいります。

(意思決定支援)

**第15条** 認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。

【解説】

認知症の人が意思決定を行う際に認知機能の状態に応じて支援が必要とされるとき、必要かつ適切な支援を受けることができる地域社会でありたいと考え、この条文を規定しました。

意思決定支援とは、認知症の人が、その能力を最大限に生かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援者による本人支援と位置付けています。支援者の多くはケアを提供する専門職や行政職員等が考えられますが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人、地域において見守り活動を行う人、本人をよく知る人なども対象になると考えています。

認知症の人を「何も分からなくなった人」と考えてしまう固定観念は依然として残っているため、認知症の人の意思は見落とされるおそれがあります。特に自らの意思表示が困難になった中・重度の認知症の人については、その意思が損なわれやすくなります。しかし、認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではありません。

意思決定支援は、認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有すること、また、本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されるべきということを前提にして行われる必要があります。そのため、意思決定支援を行う際には、プロセスが非常に重要であり、認知症の人本人と意思決定支援を行う人との関係性やその態度、場所、わかりやすい説明の仕方等の人的・物的環境の整備も重要です。

※参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省平成30年6月)

(権利擁護)

**第16条** 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。

2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期

に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。

#### 【解説】

この条文では、認知症の人の権利擁護を規定しています。認知症の人は「何も分からなくなった人」ではありませんが、それでも認知機能の低下に伴って、意思決定が難しくなることがあります。その結果、認知症の人権や尊厳が損なわれる危険性が高まるため、この条文で権利擁護の必要性を強調しています。

第1項では、誰も認知症の人を虐待してはならない旨を定めています。ここで言う「虐待」とは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）と障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、①認知症の人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②認知症の人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置など養護を著しく怠ること、③認知症の人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、④認知症の人にわいせつな行為をすること、又は認知症の人にわいせつな行為をさせること、⑤養護者や親族が認知症の人の財産を不当に処分すること、認知症の人から不当に財産上の利益を得ること——を想定しています。

第2項では、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法で定めた養護者、施設従事者、使用者以外の者から虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した場合、発見者に対して市に通報するよう努める旨を定めています。

第3項では、認知症の人の権利擁護及び養護者に対する支援に関する市の役割を定めています。具体的には、認知症の人の尊厳を保持できるようにするため、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備に取り組む旨を定めたほか、虐待を受けた認知症の人の安全の確保、養護者に対する虐待防止に繋がる支援、現に起きている虐待に関して養護者への支援に関する市の役割も規定しています。

第4項では、成年後見制度の普及啓発に関する市の役割を定めています。成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条第1項の表現を準用し規定しました。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、十分に判断できない人の財産管理、契約締結、遺産分割などを保護、支援する仕組みです。

成年後見制度に限らず、福祉サービス利用援助など、様々な事業のなかで、一人ひとりに対応した相談を想定して規定しています。

また、これらの制度について、市が市民に啓発するとともに、医療・介護・福祉事業者や関連する公的機関などとの連携も図ることで、認知症の人が基本的人権を有する個人として尊厳を保持され、尊厳にふさわしい日常生活を保障できるようにする旨を定めています。

なお、市としては、これまでも平成28年に「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」を設置するなど、高齢者や障害者の権利擁護に向けて関係機関などとの連携を図るほか、成年後見制度利用促進事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

(認知症予防に関連する施策の推進)

**第17条** 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。

**【解説】**

この条文では、認知症「予防」に関する施策の推進を盛り込んでいます。認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。このため、認知症を完全に防ぐことは不可能であり、認知症は誰もがなり得ます。

こうした中、認知症の「予防」を強調し過ぎると、認知症の人が「予防できなかった人」と見なされるおそれがあり、認知症の人が普段から感じている生きにくさを増幅する危険性が想定されます。実際、政府が令和元年6月、「共生」「予防」を車の両輪に位置付けた「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」）を決定した際、予防を重視する政府のスタンスに対し、認知症の当事者団体から「偏見を助長し、自己責任論に結びつきかねない」などの批判が出た経緯があります。市が実施した個別ヒアリングでも、「予防できるのか。同じように暮らしても、認知症になる人はなるし、ならない人はならない」（当事者の家族）といった声も聞きました。このため、「予防」という言葉の取り扱いには慎重を期す必要があると考えています。

一方、政府の大綱では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などを通じて、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりすることは可能という考え方が示されており、市としては、地域全体に働きかける施策として、すでに行っている健康増進のための取組や高齢者の社会参加の機会の確保を推進していく必要があると考えています。

こうした認識の下、第5条（市民の役割）には予防について規定せず、この条

文において予防を「認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防」と位置付け、市が健康増進や社会参加の促進などに取り組む旨を記述しています。

(広域連携の推進)

**第18条** 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。

【解説】

この条文では、市の地理的な特性を踏まえた広域連携の必要性に言及しています。市の面積は16.98 km<sup>2</sup>であり、県内市町村で最小です。さらに、東京都江戸川区、千葉縣市川市にも隣接しており、行方不明になった認知症の人を捜索するケースや近隣自治体に家族等が住んでいるケースなどでは、市域をまたがった広域連携が求められます。さらに、保健所などを所管する千葉県との連携も必要になります。

このため、第1項では、認知症の人や家族等の暮らしを効果的に支援するため、千葉県や近隣自治体、公共性の高い関係機関との連携体制の構築に向けた市の役割を定めています。

第2項では、認知症の人が行方不明になったケースなど、認知症の人の安全が脅かされると判断したとき、必要に応じて千葉県や近隣自治体、警察などの関係機関に対し、市長が認知症の人の安全確保に向けた協力を要請できる旨を定めています。

市ではこれまで、高齢者見守りネットワーク事業、高齢者保護情報共有サービス事業等により行方不明となる可能性のある高齢者への支援事業を行ってまいりましたが、今後は千葉県、隣接する自治体、警察との連携強化に一層取り組んでまいります。

(認知症施策推進基本計画)

**第19条** 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「認知症施策推進基本計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画で



あつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

**【解説】**

この条文では、認知症施策に関する計画の策定を定めています。認知症とともに生きる社会を作る上で、条例は一つの手段、通過点であり、条例の基本理念などにに基づき、市が総合的、横断的に施策を展開することが重要になります。

第1項では、条例を踏まえて、市長が認知症施策に関する総合的、横断的な計画として、「認知症施策推進基本計画」を策定する旨を定めています。

第2項では、計画が他の関連する計画と調和する必要性に言及しています。具体的には、市が3年サイクルで策定している「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」、さらに保健福祉分野の計画を包括する「地域福祉計画」などとの整合性を想定しています。

第3項では認知症施策推進基本計画の策定、進捗状況評価の際に、市長が認知症総合施策検討委員会の意見を聴取しなければならない旨を定めています。その際には認知症の人の意見を踏まえる必要があると考えており、条例制定のプロセスと同様、本人ミーティングやワークショップの開催などを通じて、認知症の人の意見を丁寧に聴きながら進めていきます。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

**第20条** 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、別に条例で定めるところにより、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。

**【解説】**

この条文では、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、認知症施策を横断的に実施するため、市長が浦安市附属機関の設置等に関する条例に基づき、「認知症総合施策検討委員会」を設置する旨を定めています。既に市は平成28年に認知症総合施策検討委員会を設置し、市内の医療・介護・福祉事業者や関係機関などと連携しつつ、認知症施策を検討、実施する体制を整備していましたが、条例制定後は、これまでの医療・福祉に関わる委員に、生活全般に関わる委員を加え、多様な主体で審議できる体制として構成します。

さらに、第19条に基づく認知症施策推進基本計画の策定・評価についても、認知症総合施策検討委員会委員会で審議されることとなります。その際には認知症の人の意見を踏まえる必要があると考えており、認知症の人の意見を丁寧に聴き、審議してまいります。

浦安市認知症とともに生きる基本条例  
逐条解説（案）

R4.3.17

令和4年7月  
浦安市

## 前文

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである。

これまでのように、認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として捉えていては、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現することはできない。認知症を、生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 【解説】

条例における前文は条例制定の理念、趣旨、目的などを述べるのが一般的です。全ての条例に前文が置かれるわけではありませんが、市としては、認知症の人を「何も分からなくなった人」と捉えがちな社会の認識を改め、認知症とともに生きる＝認知症があっても自分らしく生きることができる、認知症を地域の課題として捉え、誰もがなりうるものとして皆で暮らしやすいまちをつくっていく必要があると考えており、その趣旨を強調する目的で、前文を置くとともに、条例の理念、趣旨、目的を記しています。

前文の前半では、認知症を「他人事」ではなく、誰もが当事者や関係者になり得る「自分事」と考える必要性を示しています。認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。認知症を完全に防ぐことは不可能であり、年齢を重ねれば誰もが認知症の人、あるいは家族などの身近な人が認知症になる可能性が高まります。そこで、地域社会の構成するすべての市民が「自分事」として認識する必要がある、その旨を前文の前半で強調しています。

後半の文章では、これまでのように認知症を医療・介護分野を中心とした個人の問題だけとして考えるのではなく、認知症とともに生きる地域社会の形成を目指す必要性を記しています。

具体的には、認知症の人や家族等の意思が尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現する上で、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉える必要があります。その際には、医療・介護・福祉サービス事業者だけでなく、認知症の人や家族等、生活に関わる事業者、関係機関など多様な主体が連携しつつ、認知症の人を含めた、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す必要があるため、その旨を定めています。

(目的)

**第1条** この条例は、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**【解説】**

本市では、平成28年から「認知症総合施策検討委員会」を設置し、市内の医療・介護サービス事業者や関係機関などと連携しつつ、医療機関への早期受診と早期対応などを促す「認知症初期集中支援チーム」の創設など様々な認知症施策を進めてきました。本市は県内でも高齢化率が一番低い市ですが、毎年高齢者人口が増加しています。特に今後、後期高齢者人口や単身高齢者の増加が予想されており、市の推計では、自立生活度Ⅱ（日常生活に支障を来たす症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立した生活を送れるレベル）以上の認知症の人は足元の2,199人から一貫して増加し、令和47年（2065年）に8,529人になる見通しです。このため、認知症の人が住み慣れた地域で暮らしを実現、継続できるようにする施策が重要になっています。

一方、認知症には誰もがなり得るため、認知症の人や家族等だけでなく、誰もが認知症を「自分事」として捉え、認知症とともに生きる地域社会を作っていくことが求められています。そのためには認知症の人や家族等、市民、医療・介護・福祉に関する事業者、民間事業者などの主体的な参加を図る必要があります。

そこで、条例では認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた基本的な事項を定めています。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

**【解説】**

この条文では、主要な言葉の定義や区分を明らかにしています。

「認知症」はアルツハイマー病をはじめとした神経変性疾患、脳血管疾患などの病気を原因として、日常生活に支障が出る程度にまで認知機能が低下した状態を言います。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

認知症とともに生きることが出来る地域社会を実現する上では、市だけでなく、多様な主体が連携して取り組むことが重要になります。以下は、各主体について定義しています。

「家族等」は認知症の人の親族や成年後見人など、日常生活に密接な関係を有する者を指しています。

「市民」は地方自治法に定める「住民」のほか、市内に通勤する人や通学する人、市内でボランティアなどの活動を行う個人及び自治会、老人クラブ、市民活動団体など市内で活動を行う団体を含めます。

「医療・介護・福祉に関する事業者」とは認知症に限らず、市内で医療・介護・福祉に関わっている事業者を指しています。

「関係機関」とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、保健、治安、雇用など認知症の人の支援に関わる機関のうち、公共性の高い公的機関を指しています。

(基本理念)

**第3条** 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

(1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。

(2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

**【解説】**

条例で目指す「認知症とともに生きる地域社会」の実現に向けた基本理念を定めています。まず、(1) では認知症の人の尊厳が保持され、自らの意思で力を発揮しながら暮らしを実現、継続できることを掲げています。従来、認知症の人は「何も分からなくなった人」と認識されていましたが、認知症が進行しても、全ての記憶や感性が失われるわけではありませんし、MCI（軽度認知障害）と呼ばれる軽度な人も含めて、適切なサポートがあれば、多くの人が尊厳を持ちつつ、希望する暮らしを続けることが可能です。実際、市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「手伝ってくれる人、認知症を分かってくれる人がいたら、一緒に買い物に行きたい」「近所と交流があり、みんな優しい。この間、困ったことがあったが、近所の人から助けてくれた」などの声を聴きました。

こうした認識の下、認知症に関わる施策やケアは認知症の人を中心に据える必要があると考えており、その重要性に言及しています。

基本理念の(2) では、認知症の人の生活全般に関わる問題を地域の課題として捉え、地域全体で認知症の人を支える重要性に言及しています。具体的には、市のみならず、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など「多様な主体」が認知症とともに生きる地域の重要性を理解し、それぞれで支え合いつつ、連携を深める必要があります。

なお、多様な主体に認知症の人を含んでいるのは、認知症の人も社会を支える一員として、役割を持ち、地域のつながりや支え合いに参加できることを意図しています。市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「一人は寂しい。みんなと集まって交流できる場所がほしい」「認知症になってから今まで続けていた活動を辞めてしまった。サポートがあれば続けられると思うので、再開したい」「会の参加者ではなく、企画をする側に入りたい」といった声を数多く聴取しました。

(市の責務)

**第4条** 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

【解説】

認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた市の責務を定めています。第1項では、市が認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体と連携を取りつつ、認知症施策を横断的に推進することを規定しています。第2項では、認知症施策の策定・評価に際して、市が認知症の人や家族等の意見を含めて、幅広く意見を聴くように努める旨も規定しています。

特に、認知症の人の意見を聴くことは重要であり、市としても条例制定に際して、認知症の人の意見を聴取するため、個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップを開催しました。こうした姿勢は条例制定後も、認知症に関する施策の策定・評価のために今後も重要と考えており、条文として定めています。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

【解説】

条例の基本理念などを実現する上では、一人一人の市民や個々の地域組織が認知症について正しい知識を持ちつつ、認知症とともに生きることへの理解が求められるため、第1項に定めています。

さらに、認知症の人が安心して地域で暮らしを継続するためには、認知症の人ができる限り地域社会と関わりを持ち続けられることが重要です。そのため、第2項では、普段の関係性の中で、市民がお互いに声かけや見守りを行い、認知症の人が社会参加できるように配慮したり、医療・介護・福祉の事業者や関係機関

に相談したりする重要性に言及しています。

第3項では、誰もが認知症になり得るという認識の下、市民が事前に備える必要性に言及しています。一人一人の市民や個々の地域組織が趣味や社会活動などを含めて、地域社会との関わりを持つことができれば、認知症になった後も希望する暮らしを継続する上で役立つ可能性があるため、その重要性に言及しています。

なお、「予防」という言葉の使い方によっては、認知症の人は「予防できなかった人」という誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、市民の役割としての予防に向けた取組は規定していません。詳細は第17条（認知症予防に関する施策の推進）の解説に記載しています。

（事業者の役割）

**第6条** 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

【解説】

この条文では、地域社会の一員である事業者の役割を定めています。市には数多く企業、商業が立地しており、認知症の人が安心して地域で暮らす上で、事業者の役割が大きいと考えています。

第1項では認知症の人や家族等にとって、利用しやすいサービスを提供できるようにするため、移動や金融、小売など様々な業界における接遇の改善に向けた従業員教育の重要性に言及しています。正しい知識の習得により、認知症の人が利用しやすいしくみの改善へもつながることも期待し、市としてもワークショップの開催、認知症とともに生きるまちづくりに賛同する事業所の登録制度を継続してまいります。

第2項では、認知症の人や家族等の雇用環境整備に言及しています。特に若年性認知症の人や家族等は現役世代であるケースが多く、仕事に支障が出たり、離職を余儀なくされたりすることで、生活への影響が大きくなりがちです。さらに、認知症の人だけでなく、介護に携わる家族等の仕事の両立や子どもへの影響なども課題になります。そこで、事業者に対し、認知症の人や家族等の就労の継続とともに、認知症の人の特性に応じた就労に対する配慮、介護状況に応じた配慮を求めています。



事業者が雇用継続の配慮に関する取組を行うにあたっては、市としても支援する必要があると考えており、対応した取組を第12条（社会参加の推進）に記載しています。

（医療・介護・福祉に関する事業者の役割）

**第7条** 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人を支える医療・介護・福祉に関する事業者の役割を定めています。認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプラン（介護サービス計画）を策定するケアマネジャー（介護支援専門員）など様々な事業者や専門職が専門知識や技能の向上を図りつつ、それぞれが連携する必要があります。

その際には、専門職が認知症の人や家族等が発する言葉や態度から気持ちを受け止め、認知症の人や家族等と対話しつつ、それぞれのニーズに応じたサービスを提供することが求められます。そこで、事業者や専門職の連携と専門知識、技能の向上などに言及しています。条例制定に際し行った本人からのヒアリングでは「何もわからないから、と思われて関わられるのは嫌だった。そう思っているんだろうな、ということは感じる。」という意見、家族からのヒアリングでは、「ヘルパーさんや訪問看護師さんなどが介護についての労いの言葉をかけてくれると、気持ちが楽になる」という意見が複数ありました。サービスの提供とともに、「認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め」と言及した根拠としています。

（関係機関の役割）

**第8条** 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

## 【解説】

この条文では、認知症のケアや施策に関わる主体のうち、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、保健、治安、雇用など認知症の人の支援に関わる機関のうち、公共性の高い公的機関の役割を定めています。

例えば、認知症の人が安心して地域で暮らせるようにする上では、医療・介護サービスだけでなく、認知症の人の事件・事故等警察による対応、若年性認知症の人の雇用継続支援など、様々な公的機関が相互に連携を取りつつ、支援を提供することが重要になります。その際には、認知症の人や家族等が主体的に意思決定できるようにするため、適切な情報提供も欠かせないことから、これらの点を第1項で規定しています。

第2項では、関係機関の役割として、認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関など多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深める必要性のほか、認知症に関する市の施策に協力する旨に言及しています。

### (家族等の取組)

**第9条** 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

## 【解説】

認知症のケアや施策を考える時、認知症の人を中心に据える必要がありますが、認知症の人にとって身近な家族等も重要な存在となります。この条文では、家族等による取組を定めています。全ての家族等へ「役割」として求めることが適切かという制定プロセスにおける議論の結果、第1項では「努めるものとする」、第2項では「できる」とし、「取組」規定としています。

第1項では、認知症とともに生きる重要性について、家族等が理解するとともに、認知症の人本人の意思が尊重できるように努力する旨を定めています。

第2項では、家族等による情報発信の必要性を指摘しています。具体的には、認知症の人や家族等が希望する暮らしを実現、継続できるようにしたり、多様な主体が認知症とともに生きる地域社会を実現したりする上では、家族等が介護の体験や思い、意見などを発信、伝達することが不可欠です。さらに、介護を抱え込まず、必要に応じて地域社会とつながり、周囲に気軽に相談できるようにす

することも重要であり、こうした家族等の取組を第2項で規定しています。条例制定のためのワークショップに参加した家族から、「どこかに所属するまでの期間、家族だけで背負いこむのが非常に辛い。空白の期間をなくしてほしい。」「本人の気持ちを考えると、介護保険サービスを利用することに抵抗がある」といった意見が多く出ており、家族が介護を抱え込んでしまう現状があることが明らかになりました。

市としても、家族等の取組を支援する必要があると考えており、対応した取組を第11条（発信・伝達の支援及び機会の確保）、第13条（家族等への支援）に記載しています。

（認知症とともに生きることについての理解の推進）

**第10条** 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

**【解説】**

この条文では、認知症の人や家族等など多くの関係者が認知症とともに生きる重要性について理解を深める方策に関して、市の役割を定めています。市が条例制定に際して実施した本人ミーティングやワークショップでも、「『本当に認知症？見えないですね』と言われ、固定化された認知症観があると感じる」という意見がありました。こうした固定観念を解消し、認知症とともに生きることのできる地域社会を作っていく必要があります。

第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関などの多様な主体が認知症とともに生きる重要性について理解を深められるようにするため、市として必要な施策に取り組むことを定めています。正しい知識の習得機会に確保に留まらず、認知症とともに生きる本人の声の発信を含めた普及啓発を行ってまいります。

第2項では、第1項の推進に当たって、認知症の人や家族等が不当な差別を受けず、多様な主体から地域とともに生きる一員として、合理的な配慮を受けられる地域社会の実現を目指す旨を定めています。

なお、ここで言う「合理的な配慮」（合理的配慮）とは、障害者差別解消法（障

害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) で使われている概念です。具体的には、段差など障がい者の社会参加を妨げる「社会的障壁」を除去するため、行政機関等が障がい者の個別の状況に応じて配慮することを指しており、こうした配慮を通じて、誰もが住みやすい社会の形成を目指しています。認知症の人についても、同様の配慮が必要と考え、「合理的な配慮」の表現を用いています。

第3項では、市が学校教育の場で認知症の正しい理解に取り

組む旨を定めています。市では市内の全小学校において認知症サポーター養成講座を実施しており、子どもへの関わりを通して、その保護者世代へもアプローチできるよう取り組んでいます。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

**第11条** 前条第1項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

【解説】

この条文では、第10条第1項の推進に際して、市が認知症の人や家族等の思いをベースにする重要性を定めています。具体的には、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人や家族等の体験や思い、意見などに関して、市として、広く意見を聴く点に加えて、認知症の人や家族等の情報発信、伝達を支援したり、その機会を確保したりする重要性に言及しています。

実際、条例制定に際して、市が実施した個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップでは、認知症の人や家族から「自分たちが意見発信することで、『自分だけが認知症で悩んでいるわけではないんだ』と他の認知症の人に感じてもらえると思う」といった意見を聴取しました。また、希望や生きがいをもって認知症とともに生きる本人の声は、認知症に対する社会の負の見方を変えることにもつながります。

さらに、自らによる意思表示が難しくなった中・重度の認知症の人に対する配慮も意識する必要があります。認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではなく、認知症の人の行動や言動、家族等からの情報を通じて、認知症の人の意思を汲み取り、意見の伝達を支援、意見発信機会の確保に取り組む旨を定めています。

なお、条例制定に際して、市は個別ヒアリングや本人ミーティング、ワークショップなどの場を通じて、認知症の人や家族等から様々な意見をうかがいました。こうした取組は今後も継続したいと考えています。

(社会参加の推進)

**第12条** 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人の社会参加推進に関する市の役割に言及しています。第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体が地域で共に過ごし、支え合うための意識を醸成するなど、認知症の人が地域社会に参加しやすい体制整備に努める旨を記述しています。

例えば、認知症の人や家族等、認知症サポーター養成講座修了者等、様々な方がボランティアなどの役割を持ちつつ、ともに地域活動に参加してもらうことなどを想定しており、市としても地域でのボランティア活動、生涯学習活動、就労機会の拡充など社会参加しやすい体制整備に努めます。社会参加を希望しない方へ対しても、ゆるやかなつながりや社会との関わりが持てるよう、配慮してまいります。

第2項では、主に若年性認知症の方の雇用継続に向けた支援を想定しており、就労継続を希望する認知症の人の就労継続が確保されるよう、市が事業者などを支援することを想定しています。

市としては、若年性認知症の人に関わる様々な相談、支援を行う千葉県の「若年性認知症支援コーディネーター」との連携を強化するとともに事業主向け若年性認知症の人の就労継続のためのハンドブックの周知を行う等、事業者による雇用継続への支援や、高齢者も長く就労できることによる役割の創出、就労により支え手を増やす取組を行ってまいります。

(家族等への支援)

**第13条** 市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

【解説】

この条文では、認知症の人にとって身近な家族等の支援に関する市の役割に言及しています。認知症の施策やケアを検討する上で、認知症の人を中心に据えることは不可欠ですが、身近な存在である家族等の存在も重要になります。例えば、重度な認知症の人の場合、家族等からの情報を通じて、認知症の人の意思を汲み取り、それに寄り添った支援を検討することも可能です。

さらに、介護の負担が生活や雇用、就学、本人への関わりなどに影響する可能性もあり、家族等への支援も想定する必要があります。

こうした認識の下、この条文では家族等が医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関に気軽に相談できることで、認知症の早期発見につながるとともに、医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関から必要な支援を受けられるようにするため、市が体制整備に努める旨を記述しています。

なお、市としても、認知症に関する相談から支援までの流れを示す「認知症ケアパス」の作成・普及に努めており、今後も介護者交流会の充実、相談体制の整備等、家族支援の充実に取り組みます。

(医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進)

**第14条** 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

**【解説】**

この条文では、認知症の人の生活を支える上での多機関、多職種連携における市の役割を定めています。認知症の人が自分らしく暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプランを策定するケアマネジャーなど様々な事業者や専門職が連携したネットワークを形成しつつ、認知症の人や家族等の状態に応じた支援を提供する必要があります。

このため、市としても、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関などの連携が機能するような環境整備を推進していくことが重要と考えており、その旨を記述しています。

なお、この関係では市としても、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関で構成する「認知症総合施策検討委員会」を平成28年に創設、認知症初期集中支援事業、認知症サポート医との連携など、ネットワークの構築に努めてきました。今後も有機的な連携体制構築を目指し、取り組んでまいります。

(意思決定支援)

**第15条** 認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。

【解説】

認知症の人が意思決定を行う際に認知機能の状態に応じて支援が必要とされるとき、必要かつ適切な支援を受けることができる地域社会でありたいと考え、この条文を規定しました。

意思決定支援とは、認知症の人が、その能力を最大限に生かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援者による本人支援と位置付けています。支援者の多くはケアを提供する専門職や行政職員等が考えられますが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人、地域において見守り活動を行う人、本人をよく知る人なども対象になると考えています。

認知症の人を「何も分からなくなった人」と考えてしまう固定観念は依然として残っているため、認知症の人の意思は見落とされるおそれがあります。特に自らの意思表示が困難になった中・重度の認知症の人については、その意思が損なわれやすくなります。しかし、認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではありません。

意思決定支援は、認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有すること、また、本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されるべきということを前提にして行われる必要があります。そのため、意思決定支援を行う際には、プロセスが非常に重要であり、認知症の人本人と意思決定支援を行う人との関係性やその態度、場所、わかりやすい説明の仕方等の人的・物的環境の整備も重要です。

※参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省平成30年6月)

(権利擁護)

**第16条** 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。

2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期

に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。

#### 【解説】

この条文では、認知症の人の権利擁護を規定しています。認知症の人は「何も分からなくなった人」ではありませんが、それでも認知機能の低下に伴って、意思決定が難しくなることがあります。その結果、認知症の人権や尊厳が損なわれる危険性が高まるため、この条文で権利擁護の必要性を強調しています。

第1項では、誰も認知症の人を虐待してはならない旨を定めています。ここで言う「虐待」とは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）と障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、①認知症の人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②認知症の人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置など養護を著しく怠ること、③認知症の人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、④認知症の人にわいせつな行為をすること、又は認知症の人にわいせつな行為をさせること、⑤養護者や親族が認知症の人の財産を不当に処分すること、認知症の人から不当に財産上の利益を得ること——を想定しています。

第2項では、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法で定めた養護者、施設従事者、使用者以外の者から虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した場合、発見者に対して市に通報するよう努める旨を定めています。

第3項では、認知症の人の権利擁護及び養護者に対する支援に関する市の役割を定めています。具体的には、認知症の人の尊厳を保持できるようにするため、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備に取り組む旨を定めたほか、虐待を受けた認知症の人の安全の確保、養護者に対する虐待防止に繋がる支援、現に起きている虐待に関して養護者への支援に関する市の役割も規定しています。

第4項では、成年後見制度の普及啓発に関する市の役割を定めています。成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条第1項の表現を準用し規定しました。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、十分に判断できない人の財産管理、契約締結、遺産分割などを保護、支援する仕組みです。



成年後見制度に限らず、福祉サービス利用援助など、様々な事業のなかで、一人ひとりに対応した相談を想定して規定しています。

また、これらの制度について、市が市民に啓発するとともに、医療・介護・福祉事業者や関連する公的機関などとの連携も図ることで、認知症の人が基本的人権を有する個人として尊厳を保持され、尊厳にふさわしい日常生活を保障できるようにする旨を定めています。

なお、市としては、これまでも平成28年に「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」を設置するなど、高齢者や障害者の権利擁護に向けて関係機関などとの連携を図るほか、成年後見制度利用促進事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

(認知症予防に関連する施策の推進)

**第17条** 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。

【解説】

この条文では、認知症「予防」に関する施策の推進を盛り込んでいます。認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。このため、認知症を完全に防ぐことは不可能であり、認知症は誰もがなり得ます。

こうした中、認知症の「予防」を強調し過ぎると、認知症の人が「予防できなかった人」と見なされるおそれがあり、認知症の人が普段から感じている生きにくさを増幅する危険性が想定されます。実際、政府が令和元年6月、「共生」「予防」を車の両輪に位置付けた「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」）を決定した際、予防を重視する政府のスタンスに対し、認知症の当事者団体から「偏見を助長し、自己責任論に結びつきかねない」などの批判が出た経緯があります。市が実施した個別ヒアリングでも、「予防できるのか。同じように暮らしても、認知症になる人はなるし、ならない人はならない」（当事者の家族）といった声も聞きました。このため、「予防」という言葉の取り扱いには慎重を期す必要があると考えています。

一方、政府の大綱では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などを通じて、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりすることは可能という考え方が示されており、市としては、地域全体に働きかける施策として、すでに行っている健康増進のための取組や高齢者の社会参加の機会の確保を推進していく必要があると考えています。

こうした認識の下、第5条（市民の役割）には予防について規定せず、この条

文において予防を「認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防」と位置付け、市が健康増進や社会参加の促進などに取り組む旨を記述しています。

(広域連携の推進)

**第18条** 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。

【解説】

この条文では、市の地理的な特性を踏まえた広域連携の必要性に言及しています。市の面積は16.98 km<sup>2</sup>であり、県内市町村で最小です。さらに、東京都江戸川区、千葉縣市川市にも隣接しており、行方不明になった認知症の人を捜索するケースや近隣自治体に家族等が住んでいるケースなどでは、市域をまたがった広域連携が求められます。さらに、保健所などを所管する千葉県との連携も必要になります。

このため、第1項では、認知症の人や家族等の暮らしを効果的に支援するため、千葉県や近隣自治体、公共性の高い関係機関との連携体制の構築に向けた市の役割を定めています。

第2項では、認知症の人が行方不明になったケースなど、認知症の人の安全が脅かされると判断したとき、必要に応じて千葉県や近隣自治体、警察などの関係機関に対し、市長が認知症の人の安全確保に向けた協力を要請できる旨を定めています。

市ではこれまで、高齢者見守りネットワーク事業、高齢者保護情報共有サービス事業等により行方不明となる可能性のある高齢者への支援事業を行ってまいりましたが、今後は千葉県、隣接する自治体、警察との連携強化に一層取り組んでまいります。

(認知症施策推進基本計画)

**第19条** 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「認知症施策推進基本計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画で

あつて認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

**【解説】**

この条文では、認知症施策に関する計画の策定を定めています。認知症とともに生きる社会を作る上で、条例は一つの手段、通過点であり、条例の基本理念などにに基づき、市が総合的、横断的に施策を展開することが重要になります。

第1項では、条例を踏まえて、市長が認知症施策に関する総合的、横断的な計画として、「認知症施策推進基本計画」を策定する旨を定めています。

第2項では、計画が他の関連する計画と調和する必要性に言及しています。具体的には、市が3年サイクルで策定している「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」、さらに保健福祉分野の計画を包括する「地域福祉計画」などとの整合性を想定しています。

第3項では認知症施策推進基本計画の策定、進捗状況評価の際に、市長が認知症総合施策検討委員会の意見を聴取しなければならない旨を定めています。その際には認知症の人の意見を踏まえる必要があると考えており、条例制定のプロセスと同様、本人ミーティングやワークショップの開催などを通じて、認知症の人の意見を丁寧に聴きながら進めていきます。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

**第20条** 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、別に条例で定めるところにより、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。

**【解説】**

この条文では、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、認知症施策を横断的に実施するため、市長が浦安市附属機関の設置等に関する条例に基づき、「認知症総合施策検討委員会」を設置する旨を定めています。既に市は平成28年に認知症総合施策検討委員会を設置し、市内の医療・介護・福祉事業者や関係機関などと連携しつつ、認知症施策を検討、実施する体制を整備していましたが、条例制定後は、これまでの医療・福祉に関わる委員に、生活全般に関わる委員を加え、多様な主体で審議できる体制として構成します。

さらに、第19条に基づく認知症施策推進基本計画の策定・評価についても、認知症総合施策検討委員会委員会で審議されることになります。その際には認知症の人の意見を踏まえる必要があると考えており、認知症の人の意見を丁寧に聴き、審議してまいります。

条文	項目	内容	既存事業	今後新たに検討すべき事業
第4条	市の責務	<p>1 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。</p> <p>2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの認知症相談</li> <li>認知症地域支援推進員の配置</li> <li>本人ミーティング</li> <li>ワークショップ</li> <li>認知症総合施策検討委員会</li> <li>認知症カフェに対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人ミーティングの定期的実施</li> <li>多様な主体が参加するワークショップの定期的実施</li> <li>認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の検討</li> <li><b>認知症総合施策検討委員会について、附属機関として、市に施策の評価等の答申</b></li> </ul>
第5条	市民の役割	<p>1 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座</li> <li>地域ケア会議</li> <li>認知症カフェに対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の周知及び理解の推進</li> <li>認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の検討</li> </ul>
第6条	事業者の役割	<p>1 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業員が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座</li> <li>認知症とともに生きるまちづくり応援店に対するステッカー配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップ</li> <li>生活関連産業における認知症の人の暮らしやすい仕組みの検討</li> <li>【今後調整予定】「浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則」の改正（交付要件に認知症の人を追加し、拳証資料として精神障害手帳ではなく診断書で可とできないか。）</li> </ul>
第7条	医療・介護・福祉に関する事業者の役割	<p>医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職向け研修</li> <li>認知症の人の社会参加活動支援事業（若年性認知症の方のつどい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型施設及び医療機関の認知症対応研修</li> </ul>
第8条	関係機関の役割	<p>1 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの機能強化</li> <li>認知症初期集中支援事業</li> <li>認知症サポート医との連携</li> <li>認知症疾患医療センターとの連携</li> <li>専門職向け研修</li> </ul>	
第9条	家族等の取組	<p>1 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症家族交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型施設を活用した相談機能の強化及び家族交流会の拡充</li> </ul>
第10条	認知症とともに生きることについての理解の推進	<p>1 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。</p> <p>2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。</p> <p>3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人意見の発信</li> <li>認知症ケアパス</li> <li>アルツハイマー月間を中心とした普及啓発</li> <li>本人ミーティング</li> <li>小学校向け認知症サポーター養成講座</li> <li>認知症カフェに対する支援</li> <li>認知症地域支援推進員の配置</li> </ul>	
第11条	発信・伝達の支援及び機会の確保	<p>前条第1項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人ミーティング</li> <li>本人意見の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、広報、ケアパス等による周知に加え、本人ミーティングやワークショップに参加できない中重度の認知症高齢者の伝達支援及び機会の確保。</li> </ul>

条文	項目	内容	既存事業	今後新たに検討すべき事業
第12条	社会参加の推進	<p>1 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人の社会参加活動支援事業（若年性認知症の方のつどい）</li> <li>認知症カフェに対する支援</li> <li>本人ミーティング</li> <li>ワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプカード</li> <li>認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の検討</li> <li>地域ケア会議等を活用した認知症の人の生活課題の抽出</li> <li>雇用継続のためのハンドブック等の周知</li> <li>【今後調整予定】「浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則」の改正（交付要件に認知症の人を追加し、挙証資料として精神障害手帳ではなく診断書で可とできないか。）</li> </ul>
第13条	家族等への支援	<p>市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族交流会</li> <li>認知症カフェに対する支援</li> <li>地域包括支援センターの機能強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型施設を活用した相談機能の強化及び家族交流会の拡充（家族交流会の参加人数が増加傾向にあり、月に1か所90分では、話したりない家族も多いため、当初は認知症デイサービスを運営する法人による地域住民を対象とした家族交流会及び相談場所の設置）</li> <li>経済的支援だけでなく、認知症カフェ連絡会等横のつながりの支援</li> </ul>
第14条	医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進	<p>市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポート医との連携</li> <li>認知症初期集中支援事業</li> <li>認知症疾患医療センターとの連携</li> <li>認知症総合施策検討委員会</li> </ul>	
第15条	意思決定支援	<p>認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援勉強会</li> <li>うらやす成年後見支援センター（社会福祉協議会）</li> </ul>	
第16条	権利擁護	<p>1 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。</p> <p>2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。</p> <p>4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待防止法に基づく地域包括支援センターによる権利擁護業務</li> <li>成年後見制度利用促進事業（市町申立て、報酬助成）</li> <li>うらやす成年後見支援センター（社会福祉協議会）</li> <li>老人福祉法に基づく措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの機能強化</li> </ul>
第17条	認知症予防に関連する施策の推進	<p>市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会参加</li> <li>介護予防事業</li> <li>生活習慣病予防</li> <li>スマートフォン教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制整備事業の充実</li> <li>介護予防事業の充実</li> <li>健康増進事業</li> <li>ICT活用スキルの向上</li> </ul>
第18条	広域連携の推進	<p>1 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察との連携</li> <li>「市の重要なお知らせメール」を使用した「行方不明高齢者の早期発見」への取り組み</li> <li>SOS ネットワーク</li> <li>高齢者見守りネットワーク事業</li> <li>高齢者保護情報共有サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川区、市川市と迷い人に関する共有</li> <li>高齢者の安全確保のための警察との連携の強化</li> </ul>
第19条	認知症施策推進基本計画	<p>1 市長は、認知症施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画（以下「認知症施策推進基本計画」という。）を策定し、公表するものとする。</p> <p>2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かななければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者保健福祉計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と合わせて認知症施策推進基本計画を作成</li> </ul>
第20条	浦安市認知症総合施策検討委員会	<p>市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浦安市認知症総合施策検討委員会の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関としての位置づけ</li> </ul>

## 浦安市認知症総合施策検討委員会の附属機関としての設置について

令和 4 年 3 月 17 日

現在の皆様の委嘱期間は令和 2 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日となっております。

### 浦安市附属機関の設置等に関する条例の制定

自治法 138 条の 4 第 3 項に基づき令和 4 年 4 月 1 日付で浦安市附属機関の設置等に関する条例が施行されることとなり、「認知症総合施策検討委員会」が附属機関と位置づけられることになりました。これにより同委員会は個別意見の聴取及び意見交換をするだけでなく、執行機関（市）の要請に基づいて、行政の執行に必要な調停、審議、審査、答申等を行う役割を担うこととなります。具体的には、執行機関からの諮問について直接の監督を受けず、委員間の自由な審議に基づき、認知症施策に対する方向性や審議結果を答申として打ち出すことを想定しています。なお、皆様の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する非常勤特別職となります。

「認知症総合施策検討委員会」が附属機関と位置づけられ、その役割が変更されることから、浦安市認知症総合施策検討委員会設置要綱を改め、令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。

4 月 1 日以降の委員会の委員については、7 月に「認知症とともに生きる基本条例」が施行されることもあり、現委員の皆様のような医療・介護・福祉分野からの委員に加えて、住民団体や生活関連産業等、多様な主体が参加する体制に充実したいと考えています。4 月以降、新体制の決定をもって、現在の皆様の委嘱期間を終了し、改めて委嘱させていただきたいと考えておりますので、引き続きご協力よろしくをお願いいたします。